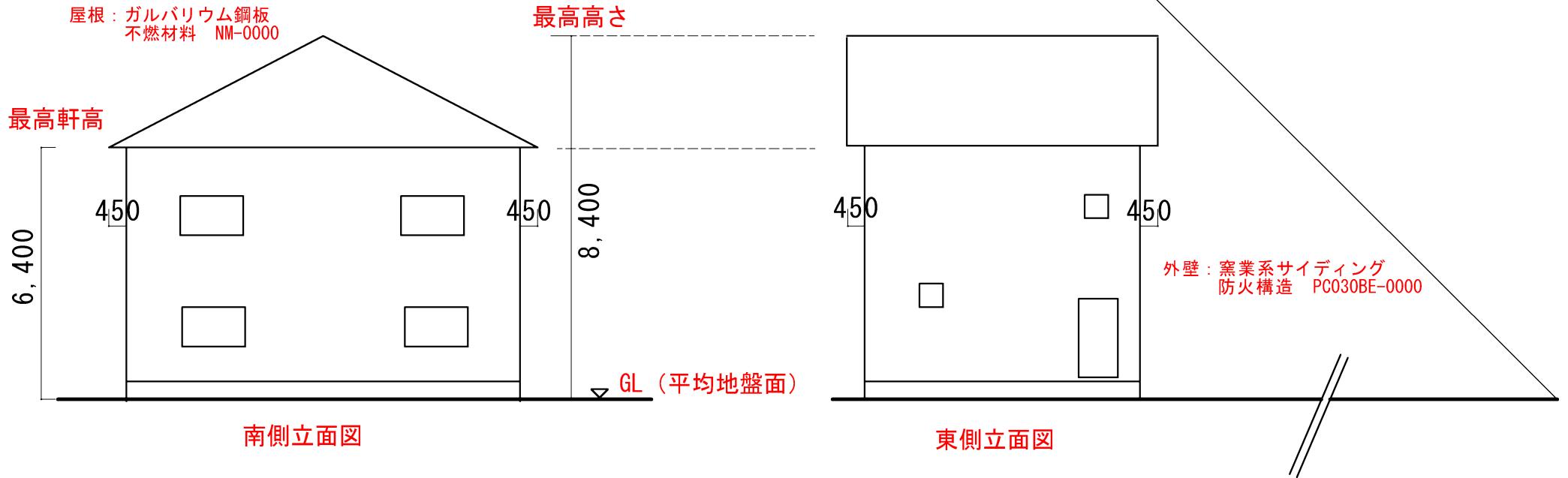


明示すべき事項のポイント

- ・ 建築基準法上、高さは「地盤面」を起点とします
- ・ 22条地域の場合、屋根、外壁の仕様を認定番号か告示番号で明示
- ・ 斜線の検討を明示

道路斜線制限 検討済み

$[前面通路幅員 + (\text{セットバック距離} + \text{通路境界線からの後退距離}) \times 2] \times 1.25 (1.5) > \text{当該建築物高さ}$



■■設計事務所

〇〇邸 新築工事

立面図

作成年月日

一級建築士 第00001号 新潟 一郎

新潟

縮尺 1:100

2020/4/1